

城西きずなクラブ会報

健康・友愛・奉仕

お花ばたけ

第71号

編集発行
城西きずなクラブ
事務局 城西公民館内
TEL 0852-26-2659

会長継続にあたって

「絆はお互いを尊重する心から」

城西きずなクラブ会長 関谷 満



「平成28年熊本地震」におきまして、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。被災者の方々が1日も早く通常の生活に戻られますことを祈念いたします。

平成28年度に入り会長職を引続き受けさせていただきましたのでどうか前年に変わりませず皆様の御協力ご支援をよろしくお願い申し上げます。

会則も一部見直し改正もしております。役員も一部変わりましたが退任されたといっても従来と変わりませず「きずなクラブ」の発展の為、引続きご協力頂きます様お願いし、今までのご活躍に厚く御礼を申し上げます。

「きずなクラブ」では今年も各専門部会、各委員会に於いて活動を計画し実施してまいります。各行事、実施に当ってはお互いに助け合い尊重の心で参加頂けるよう考慮してまいります。どうか皆様の御意見を忌憚なく各地区委員、役員に言って頂き風通しを良くして行きたいと思っております。

会員の皆様、地域の高齢者の方々が健康寿命を延ばせる様、各行事にご協力くださいますようお願いし挨拶と致します。



古木の藤

「河内藤園」北九州、八幡東区

城西地区老人クラブ連合会会則

城西地区老人クラブ連合会「会則」の改正

今年度、全役員の改選にあたり「人事検討委員会」を立ち上げ、人選を進めてきました。会則に準じた人事計画を検討するうえで、時代の経過と共に現状にそぐわない点が多々見られたことから、人事と並行して全文の見直しと改正を行いました。

(名称及び事務局)

第1条 本会は、城西地区老人クラブ連合会（通称を「城西きずなクラブ」という）と称し、事務局を城西公民館内に置く。

(組織)

第2条 本会は、城西地区内各单位老人クラブ（以下「単老」という）及びその会員をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と互助の精神を高め、福祉の向上に努め、健康で楽しく意義ある人生を実現することをもって目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める活動を行う。

- ① 会員の親睦に関すること。
- ② 会員の教養の向上に関すること。
- ③ 会員の健康の保持及び増進に関すること。
- ④ 地域社会への奉仕に関すること。
- ⑤ その他

(役員)

第5条 本会に、次の各号に定める役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名（総務、会計、若手委員長、女性委員長を含む）
- ③ 常任理事 若干名
- ④ 理事 若干名
- ⑤ 評議員（各単老委員） 若干名
- ⑥ 監事 2名
- ⑦ 顧問 必要に応じて置く。

(役員を選出)

第6条 役員を選出方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 会長、副会長は、理事会において理事の中から選出する。
- ② 常任理事は、理事の中から会長が任命する。
- ③ 理事は、評議員会において評議員の中から選出する。
- ④ 監事は、評議員会において選出する。
- ⑤ 評議員（各単老委員）は、各単老会員によって推薦された者とする。
- ⑥ 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次の号に定めるとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長が事故等で欠けた時は、その職務を代行する。
- ③ 常任理事は、理事会で決定された事項を執行し、日常の会務を処理する。
- ④ 理事は、評議員会で議決された事項及び、重要事項を審議し執行する。
- ⑤ 評議員は、本会の重要事項を審議議決し、業務を分掌する。
- ⑥ 監事は、本会の会計及び活動の執行状況を監査する。
- ⑦ 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、評議員会、理事会及び常任理事会とし、会長が招集し議長となる。

(評議員会)

第10条 評議員会は役員により構成し、毎月1回定期的に開催とするが、会長が必要と認めた時は、臨時に開催することができる。

2 評議員会は、本会の最高意思決定機関で、次の各号に掲げる事項について議決する。

- ① 活動計画及び予算に関すること。
- ② 活動報告及び決算・監査報告に関すること。
- ③ 役員の選出に関すること。
- ④ 会則の改正に関すること。
- ⑤ その他

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事により構成し、毎月1回定期的に開催し、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- ① 評議員会に付議すべき事項。
- ② 活動計画及び予算の執行に関すること。
- ③ 評議員会が議決した事項の執行に関すること。
- ④ その他、評議員から委任された事項又は、評議員会の議決を要しない事項。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事により構成し、必要に応じて開催し次の各号に掲げる事項について協議決定する。

- ① 理事会に付議すべき事項。
- ② 理事会が審議決定した事項の執行に関すること。
- ③ その他、理事会の決定を要しない日常的な事項。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 会長は副会長の中から総務、会計担当を任命する。

(専門部)

第14条 事務局の事務を分掌するため、事務局に次の各号に定める専門部を置き、その職務は当該各号に定めるとおりとする。

- ① 総務部 本会の総務的な業務及び他の部に属しない事項。
- ② 奉仕部 地域社会奉仕活動に関する事項。
- ③ 友愛部 会員相互の親睦に関する事項。
- ④ 研修・広報部 会員の教養の向上及び広報に関する事項。
- ⑤ 健康・保健部 会員の健康保持及び増進に関する事項。

2 各専門部員は、評議員の中から会長が任命し、各部長及び副部長は各部の互選により選出する。

(委員会)

第15条 本会並びに对外活動を行うため、次の各号に定める委員会を置き、その職務は当該各号に定めるとおりとする。

- ① 若手委員会 加入促進、交通安全に関する事項。
- ② 女性委員会 環境保全、共同参画、傷害保険に関する事項。

2 各委員会の委員は、評議員の中から会長が任命し、各委員長及び副委員長は各委員会の互選により選出する。

(経費)

第16条 本会は、会費、補助金、寄付金その他の収入により運営する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日までとする。

(会則に定めのない事項)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

昭和34年9月15日から制定実施する。	平成20年7月16日から改正実施する。
昭和54年5月23日から制定実施する。	平成21年4月1日から改正実施する。
昭和58年9月1日から制定実施する。	平成21年5月13日から改正実施する。
平成4年5月19日から改正実施する。	平成22年5月12日から改正実施する。
平成12年5月17日から改正実施する。	平成23年10月5日から改正実施する。
平成14年5月15日から改正実施する。	平成24年4月4日から改正実施する。
平成16年5月14日から改正実施する。	平成28年4月1日から改正実施する。

役員（会長・副会長・常任理事・理事）選出に関する運用内規

【役員（会長・副会長）の年令】

満80歳に達した者については、役員（会長・副会長）選出の対象としない。

【役員の選出方法】

役員の選出にあたっては、人事委員会を置くことにする

顧問の委嘱、業務、委嘱期間に関する運用内規

1. 顧問の委嘱
顧問は、会長が諮問し助言を求めたい事項がある場合に委嘱する。
2. 顧問の業務
顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言を行う。
3. 顧問の委嘱期間
顧問の委嘱期間は、原則として、委嘱してから1年以内とする。

2 評議員会は、本会の最高意思決定機関で、次の各号に掲げる事項について議決する。

- ① 活動計画及び予算に関すること。
- ② 活動報告及び決算・監査報告に関すること。
- ③ 役員を選出に関すること。
- ④ 会則の改正に関すること。
- ⑤ その他

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事により構成し、毎月1回定期的に開催し、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- ① 評議員会に付議すべき事項。
- ② 活動計画及び予算の執行に関すること。
- ③ 評議員会が議決した事項の執行に関すること。
- ④ その他、評議員から委任された事項又は、評議員会の議決を要しない事項。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事により構成し、必要に応じて開催し次の各号に掲げる事項について協議決定する。

- ① 理事会に付議すべき事項。
- ② 理事会が審議決定した事項の執行に関すること。
- ③ その他、理事会の決定を要しない日常的な事項。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 会長は副会長の中から総務、会計担当を任命する。

(専門部)

第14条 事務局の事務を分掌するため、事務局に次の各号に定める専門部を置き、その職務は当該各号に定めるとおりとする。

- ① 総務部 本会の総務的な業務及び他の部に属しない事項。
- ② 奉仕部 地域社会奉仕活動に関する事項。
- ③ 友愛部 会員相互の親睦に関する事項。
- ④ 研修・広報部 会員の教養の向上及び広報に関する事項。
- ⑤ 健康・保健部 会員の健康保持及び増進に関する事項。

2 各専門部員は、評議員の中から会長が任命し、各部長及び副部長は各部の互選により選出する。

(委員会)

第15条 本会並びに对外活動を行うため、次の各号に定める委員会を置き、その職務は当該各号に定めるとおりとする。

- ① 若手委員会 加入促進、交通安全に関する事項。
- ② 女性委員会 環境保全、共同参画、傷害保険に関する事項。

2 各委員会の委員は、評議員の中から会長が任命し、各委員長及び副委員長は各委員会の互選により選出する。

(経費)

第16条 本会は、会費、補助金、寄付金その他の収入により運営する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日までとする。

(会則に定めのない事項)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

昭和34年9月15日から制定実施する。	平成20年7月16日から改正実施する。
昭和54年5月23日から制定実施する。	平成21年4月1日から改正実施する。
昭和58年9月1日から制定実施する。	平成21年5月13日から改正実施する。
平成4年5月19日から改正実施する。	平成22年5月12日から改正実施する。
平成12年5月17日から改正実施する。	平成23年10月5日から改正実施する。
平成14年5月15日から改正実施する。	平成24年4月4日から改正実施する。
平成16年5月14日から改正実施する。	平成28年4月1日から改正実施する。

役員（会長・副会長・常任理事・理事）選出に関する運用内規

【役員（会長・副会長）の年齢】

満80歳に達した者については、役員（会長・副会長）選出の対象としない。

【役員選出方法】

役員選出にあたっては、人事委員会を置くことにする

顧問の委嘱、業務、委嘱期間に関する運用内規

1. 顧問の委嘱
顧問は、会長が諮問し助言を求めたい事項がある場合に委嘱する。
2. 顧問の業務
顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言を行う。
3. 顧問の委嘱期間
顧問の委嘱期間は、原則として、委嘱してから1年以内とする。

平成28年度 城西きずなクラブ（城西老連）役員名簿 平成28年4月1日

役 職 名		氏 名		所 属
会 長	単老会長	関 谷	満 武	茶 屋 町 上
副 会 長	単老会長	小 高	橋 美 行	外 中 原
〃	〃	山 崎	立 夫 子	新 国 屋
〃	単老会長	山 崎	美 智 子	〃
〃	単老副会長	藤 井	英 子	中 原
常 任 理 事	単老会長	松 鹿	慎 一	南 平 台
〃	〃	妹 尾	欣 一	中 原
〃	〃	平 野	長 平 雄	外 中 原
〃	〃	加 渡	野 勝 徳	内 中 原
〃	〃	足 立	順 夫 章	国 屋 下 町
〃	単老副会長	本 田	明 夫 章	茶 外 中 原
〃	〃	研 修	武 幸 史 雄	新 中 内 中 原
理 事	〃	金 武	志 代 夫 司	中 内 南 中 原
〃	〃	長 友	谷 田 初 眞 理	国 屋 上 町
〃	〃	阿 楠	伊 藤 耕 一 之	茶 国 屋 下 町
監 事	〃	伊 藤	藤 博 一 之	外 中 原
〃	〃			内 中 原

専 門 部 名 簿

友 愛 部			健 康 ・ 保 健 部		
役 職	氏 名	所 属	役 職	氏 名	所 属
部 長	本 田 明 夫	外 中 原	部 長	足 立 野 長 平	茶 外 中 原
副 部 長	野 津 晃	茶 町	副 部 長	平 吉 岡 次 男	外 中 原
部 員	田 中 太 子	内 中 原	部 員	金 三 代 武 史	中 南 中 原
〃	神 田 敦 代 子	中 原 台	〃	三 代 武 暢 夫	中 南 平 台
〃	園 山 鈴 子	南 平 台	〃	森 廣 敏 夫	新 国 屋
〃	西 村 桂 子	新 国 屋	〃	渡 野 勝 徳	新 国 屋
〃	阿 部 眞 理 夫	国 屋 下	〃	馬 庭 洋 美	国 屋 上
〃	長 谷 川 俊 夫	国 屋 上			
奉 仕 部			研 修 ・ 広 報 部		
役 職	氏 名	所 属	役 職	氏 名	所 属
部 長	松 鹿 慎 一	南 平 台	部 長	嘉 村 章	新 国 屋
副 部 長	久 村 孝 雄	〃	副 部 長	武 志 幸 雄	内 中 原
部 員	内 藤 サ 子	外 中 原	部 員	小 草 勝 代 子	外 中 原
〃	加 茂 久 雄	内 中 原	〃	神 田 敦 成 子	中 原 台
〃	岡 田 節 子	中 茶 町	〃	石 原 俊 次	茶 南 平 台
〃	友 田 初 治	新 国 屋	〃	阿 部 國 廣	国 屋 下
〃	渡 部 治 子	新 国 屋	〃	小 川 武	国 屋 上
〃	影 山 清 子	国 屋 下			

委 員 会 名 簿

若 手 委 員			女 性 委 員		
役 職	氏 名	所 属	役 職	氏 名	所 属
委 員 長	山 川 立 夫	新 国 屋	委 員 長	山 崎 美 智 子	新 国 屋
副 委 員 長	武 志 幸 雄	内 中 原	副 委 員 長	藤 井 英 子	中 原
委 員	三 高 治 夫	外 中 原	委 員	藤 和 田 さ か 之 子	外 中 原
〃	太 田 穰	中 原	〃	福 村 美 津 子	内 中 原
〃	足 立 順	茶 町	〃	友 田 初 子	茶 町
〃	多 久 和 成 行	南 平 台	〃	園 山 鈴 子	南 平 台
〃	上 田 一 利	国 屋 下	〃	影 山 清 子	国 屋 下
〃	小 川 武	国 屋 上	〃	山 本 正 子	国 屋 上

城西きずなクラブ活動の記録

平成28年1月5日～平成28年4月30日

1月

- 13日(水) 定例理事・評議員会
- 20日(水) 臨時理事会
- 20日(水) 機関紙『お花ばたけ』第70号発行



定例理事・評議員会

2月

- 3日(水) 定例理事・評議員会
- 3日(水) 単老活動補助金の支払い
- 3・4日(水・木) “新”松江市総合計画策定タウンミーティングに参加
- 5日(金) 会員加入促進決起大会に参加
- 6日(土) 健康ウォーキング
- 17日(水) 単老対抗ジャンケンペタンコ大会
- 20日(土) 健康ウォーキング



健康ウォーキング 松江城山

3月

- 2日(水) 定例理事・評議員会
- 2日(水) 交通安全見守り感謝式に出席 内中原小学校
- 2日(水) 松江市高連女性委員会研修見学会に参加
- 5日(土) 健康ウォーキング
- 11日(金) 高齢者の暮らしを支える生活支援体制作りセミナーに参加
- 11日(金) 若手委員会開催
- 16日(水) 在籍10年以上且つ88歳以上の会員さんにお菓子を配布
- 18日(金) 内中原小学校卒業式に会長出席
- 18日(金) 27年度第4回市高連理事会に出席
- 19日(土) 健康ウォーキング
- 19日(土) 城西幼保園修了式に会長出席
- 24日(木) 研修・広報部会
- 26日～4月10日 城山花見茶屋開設



全国交通安全運動 護岸水門ゲート前

4月

- 5日(火) 春の全国交通安全運動啓発式に参加
- 6日(水) 春の全国交通安全運動に伴う街頭活動に参加
- 6日(水) 定例理事・評議員会
- 9日(土) 健康ウォーキング
- 12日(火) 恒例観桜会
- 13日(水) 28年度会員名簿の作成
- 15日(金) 平成27年度会計監査実施
- 20日(水) 若手委員会開催
- 21日(木) 研修・広報部会開催
- 23日(土) 正副会長会開催



恒例観桜会

単老紹介

の 国屋上おもと会

会長 小川 武



今回も毎月発行されている通信が届けられました。すでに121号にもなりました。毎月カラー印刷で会員さんに届けられています。



の 国屋下ことぶき会

会員 上田 一利

私の国屋下ことぶき会の会員は、現在38人で活動しております。

当会の会員は、現職や趣味など家庭のこと等多忙な方々が多いためスポーツの参加集めは苦慮しています。しかしながら、昨年はニュースポーツの参加で準優勝して全員で万歳三唱、喜びました。

最近の総会はレクリエーションをかねて近場で開催しています。

前は、安来清水寺と伯太町母里のお花畑へ、今年は堀川遊覧船と地ビール館へ移動総会となり、川の上から眺める城下町の素晴らしさを再認識した様で大変好評でした。遊覧船観光は、初体験の方が多く「びっくりポン」でした。

今年の秋ごろは、乗船客六百万人到達？来年は、遊覧船就航20周年記念です。

地域の多くの方に遊覧船の良さを体感して頂きたいと思います。

次のリクエストは、「秋の水燈路」か、「冬のこたつ船」など、城山稲荷神社裏の散歩道のウォーキングなど要望も伺いました。

当地区はここ数年、新築住宅やマンションなどで若い方々の人口が急増しております。会員増は、難しい点もありますが、(夫婦で加入の方も多いのですが)現会員のパートナーを勧誘したら若干増に？繋がるように思います。

先日、地区の若手の方から青色パトロールに対し、感謝の言葉がありました。その場所で子供たちの朝の登校時に安全見守りの協力をしてもらえたら助かります。との要望がありました。



南平台ときわ会

会員 中尾 茂巳



現代の不思議

私も85歳になった。身・体共にガタが来た。

日常生活に支障を来す事もたびたびである。

若い頃から物覚えが悪かったのでそれ程気にしていない。何事も+思考で生きるに限ると思っている。落ち込むか落ち込まないかは心一つで天国と地獄になる。

今、認知症患者数が400万人とも500万人とも言われている。実に恐ろしい数字である。このような深刻な状態なのに、その認知症の特効薬が未だに無いとは驚きである。これだけ医学が発達している現代において不思議な気がする。

森の石松じゃないが「馬鹿は死ななきゃ治らない」じゃ、医学もそれ程進歩していないのか、誰か馬鹿につける薬を発明してノーベル医学賞をとってくれよ。

新国屋さわやか会

会長 山川 立夫

新国屋さわやか会は、去る4月13日に平成28年度の定期総会を開き、今年度も健康で楽しく心の安らぎと充実感をもって生活することを目的に、会員33名で新たなスタートをきりました。

今年度も毎月第二水曜日に定例会を開き、お茶会、ADL体操、講演会、日帰り旅行、文化祭、忘年会、ジャンケンパタンコ等多彩な行事を会員がみんなで計画・実行し「笑いは健康の秘訣」をモットーに、心豊かに活動していきたいと思っています。



単老別		会員数		平成28年4月1日現在	
単老名	会長氏名	男(名)	女(名)	計(名)	
外中原ことぶき会	平野 長平	63	84	147	
内中原わかたけ会	加茂 久雄	40	51	91	
中原ことぶき会	妹尾 欣一	27	86	113	
茶町ことぶき会	関谷 満	38	77	115	
南平台ときわ会	松鹿 慎	45	59	104	
新国屋さわやか会	山川 立夫	17	15	32	
国屋下ことぶき会	渡野 勝徳	20	18	38	
国屋上おもと会	小川 武	16	25	41	
合	計	266	415	681	

若手委員会

委員長 山川立夫

交通安全・会員加入促進活動の2本柱！！

今日まで何事にも積極果敢に取り組み、実績を積み上げてこられました高橋前委員長は、若手委員年齢の制約上勇退されました。4月からその任を引き継ぎ委員長に就任しました。当面の間は、引き続き大所高所からの助言をいただきたく宜しくお願い致します。

4月20日（水）委員会を開催し27年度活動の総括と28年度活動計画を決定しました。活動の大綱は、『交通安全活動・会員加入促進活動』の2本柱です。

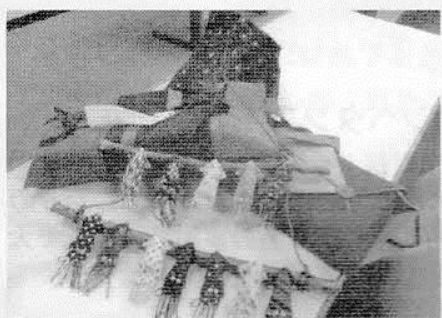
具体的活動内容は、5ページの計画表を参照下さい。

引き続きまして各種行事にご参加、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



女性委員会

委員長 山崎美智子



城山花見・千鳥茶屋に女性委員延11名参加。毎回200名以上のお客様で大盛況でした。

5月31日、小物作り（布の再利用）
6月下旬料理教室10月秋季月見茶屋、城西祭りのバザー開催等を計画、皆様の参加をお待ちしています。



退任にあたって 阿部 國廣

木村更生氏の後を受け6年間『お花ばたけ』編集をしてまいりました。城西きずなクラブの活動を伝え、きずなクラブのきずなを強め、会員さんの作品を取り上げ、皆さんの親睦を図り、城西のお宝を残し、各種の活動をしておられる方々のお仲間の輪を広げていけるようにと編集を心がけてきました。十分その任を果たすことはできませんでしたが、この度編集責任者を交代することになりました。長い間お付き合いいただきありがとうございました。

編集後記

阿部さんの任を引き継ぎ第71号から編集を担当することとなりました。

8単老から選出された8人の編集委員、阿部前編集責任者の助言をいただきながら編集作業を進めてまいります。どうぞ宜しくお願い致します。

発行回数は年2回（前期6月・後期1月）横書き、左開き、表紙に「健康・友愛・奉仕」の三大運動を掲載しレイアウトしました。

また、71号から印刷先が「明和印刷有限公司」となりました。感想なり叱咤激励を！次の72号は29年1月発行予定です。



編集委員

〔編集委員長〕 武志幸雄、〔部員〕 嘉村章、小草勝、神田敦代、石原成子、大原俊次、阿部國廣、小川武